

事業所 各位

平成 30 年 2 月 22 日

## 総合事業みなし指定期間の終了に伴う事業所指定について

### 1. 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス事業所の指定申請手続き

平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問介護または介護予防通所介護の石川県や金沢市の指定を受けた事業所は、平成 30 年 3 月 31 日までは総合事業の指定を受けた事業所とみなされています（みなし指定）。

みなし指定の有効期間が平成 30 年 3 月末で切れることに伴い、川北町の被保険者（住所地特例者除く）に平成 30 年 4 月以降も総合事業の訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービスを提供する場合には、あらためて川北町の指定を受ける必要があります。

なお、川北町以外の市町村の被保険者が利用している事業所は、それぞれの市町村への手続きも必要ですのでご注意ください。

### 2. 指定申請提出書類および提出期限

川北町のホームページに掲載してある、指定申請に係る添付書類一覧（申請者確認欄をチェック）を確認のうえ、必要書類を持参又は郵送にて提出してください。

なお、提出期限は、平成 30 年 3 月 15 日（木）（期限厳守）です。

### 3. 平成 30 年 4 月 1 日以降に提供した総合事業費の請求

みなし指定の有効期間満了に伴い、みなしコード（A1・A5）による請求は、平成 30 年 3 月サービス提供分までとなります。

平成 30 年 4 月 1 日以降に提供した訪問介護相当サービスの請求に係るサービスコードは A2、通所介護相当サービスは A6 を使用します。

なお、国の介護報酬の見直し等に伴い平成 30 年 4 月より単価を変更する可能性があります。

#### 【問い合わせ先】

〒923-1267

石川県能美郡川北町壺ツ屋 196 番地

川北町保健センター

TEL 076-277-1111

担当：深堀（ふかほり）